

# 核兵器禁止条約(TPNW)第1回再検討会議への展望

2026.6.20

川崎哲<sup>1</sup>

## 1. 核兵器禁止条約(TPNW)の現在地

2013-14 核兵器の非人道性に関する国際会議 【日本 参加】

2016 国連作業グループ→国連総会決議 【日本 作業グループに参加、総会決議に反対】

2017 国連で条約交渉→7.7 採択 (122 カ国賛成) 【日本 交渉に不参加】

2021.1.22 発効 (←50 カ国批准要件を 2020.10 に達成)

2022.6 第1回締約国会議 (ウィーン。議長：オーストリア) ウィーン行動計画を採択  
【日本 前日の「非人道性会議」にのみ参加】

2023.11-12 第2回締約国会議 (ニューヨーク。議長：メキシコ)

2025.3 第3回締約国会議 (ニューヨーク。議長：カザフスタン)

2026.1.22 発効 5 周年

2026.11.30-12.4 第1回再検討会議 (ニューヨーク。議長：南アフリカ)

条約発効 5 年後に「この条約の運用およびこの条約の目的の達成についての進展を検討するため」に  
招集される会議 (条約 8 条 4 項)

現在、74 締約国。署名国も合わせると 99 カ国 (国際社会の過半数)  
(2027.7 で成立 10 年)

## 2. 核兵器禁止条約 ウィーン行動計画 (2022 年 6 月) とその履行

### ● 条約の普遍化(条約 12 条)

行動 1~14 署名・批准の促進。各国における窓口任命。核依存国との対話。赤十字国際委員会 (ICRC) や ICAN との協力など

⇒締約国・署名国合わせて世界の過半数。

署名・批准の拡大努力——国連総会における式典、地域会合 (2026 年にはガーナ、インドネシア  
で)、個別の働きかけ等

### ● 核兵器の廃絶に向けて(条約 4 条)

行動 15~18 核廃棄の検証にあたる国際機関に関する議論。核廃棄の要件の精緻化(科学的諮問グループ (SAG) の協力で)。核廃棄検証の前進。

⇒SAG の協力を得て国際機関に関する議論が一定程度前進。

国際原子力機関 (IAEA) などとの協力は限定的。

### ● 被害者援助と環境修復、そのための国際協力(条約 6・7 条)

行動 19~32 市民社会、被害者、先住民族との関与、協力、協議、情報提供。核使用・実験国との情報交換。アクセス可能性、包摂性、非差別性、透明性の原則。年齢やジェンダーに配慮。任意の報告。

---

<sup>1</sup> かわさき・あきら。ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) 国際運営委員・会長、一般社団法人核兵器をなくす日本キャンペーン専務理事。 [kawasaki@peaceboat.gr.jp](mailto:kawasaki@peaceboat.gr.jp)

国際信託基金の可能性追求。被害のニーズ評価と国別計画策定。可能な国は援助表明。

⇒6・7条の国内履行に関する報告指針と報告書式を採択。→一定数の国から報告出される。

作業グループの市民社会が参加。国内作業に市民社会との協議があった国も。

国際信託基金に向けた議論が前進——要綱案、指導原則など。

国別計画の策定、援助表明を行った国はまだなし。

- 科学的・技術的な助言体制

行動 33～34 科学的諮問グループ (SAG) の設置とその活動

⇒SAG が締約国会議に報告、専門家ネットワークを形成。

再検討会議で SAG の任務や要綱を更新。

- 核軍縮・不拡散のパートナーシップ

行動 35～38 既存の諸条約との相互補完性を NPT 再検討会議などで強調。国際原子力機関 (IAEA) や包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) と協力。

⇒既存の核軍縮・不拡散条約との相互補完性について、NPT 会議や国連総会で強調。

IAEA や CTBTO との協力は限定的。

- その他

行動 39～42 包摂性(ジェンダー、ICAN など NGO、核被害者と先住民族など)

⇒包摂性ある協議プロセス。

行動 43～45 会期間作業 (調整委員会、作業グループ、他の条約との協力)

⇒調整委員会と作業グループの積極的取り組み。

行動 46 申告 (条約 2 条) による透明性と情報交換

⇒全ての締約国が申告。

行動 47～50 条約のジェンダー規定の実施 (各国での実施、被害者援助における実施、指針策定等)

⇒年齢と性差に配慮した被害者支援の議論。

### 3. NPT 再検討会議における核兵器禁止条約 (TPNW) 締約国の姿勢

TPNW 締約国・署名国を代表した一般討論演説 (4月27日、南アフリカ)

- NPT に完全にコミットする。NPT は軍縮・不拡散の礎石。3本柱のバランスのとれた履行を。
- 核の威嚇、修辭、新 START 失効など軍備管理の浸食、核実験タブーへの挑戦、平和的核施設への攻撃、核抑止依存強化、質的・量的軍拡
- 「核兵器を明確に拒否し、核兵器を廃絶するためにたえまなく働く」
- 核の使用・威嚇に対する唯一の保証は核廃絶。いかなる核兵器の使用も国際法に反する。核兵器と核抑止は、人類の生存に対する脅威となり得る。核廃絶はすべての国にとって緊急の安全保障課題。
- 非核兵器地帯と TPNW の補完性。
- AI など新興技術のもたらす危険。核兵器システムに対する完全な人間の管理が必須。
- 核兵器国に第 6 条の履行と核廃絶の「明確な約束」の実行求める。
- 核使用の壊滅的な非人道的影響に関する新たな科学的エビデンス。世界経済、食料安全保障、将来

にわたる健康被害、放射線に対する女性・女児・幼児・子どもたちの脆弱性。

- 核使用・実験の被害者援助と環境修復のための国際信託基金の追求。
- TPNW 非締約国を含め全ての国に NPT・TPNW 両再検討会議への建設的関与を求める。

#### 4. 第3回核兵器禁止条約締約国会議（2025年3月）

◆政治宣言<sup>2</sup> 「世界的不安定の増大のなかで核兵器のない世界への誓約を強化する」

「核抑止は、すべての者の生存を脅かす核のリスクの存在を前提とした政策である」（24節）

「核兵器は、すべての国の安全保障、そして究極的にはその存立に対する脅威である。その国が核兵器を保有するか、核抑止政策をとるか、それに強く反対するかにかかわらず」（28節）

◆「安全保障上の懸念に関する協議プロセス」報告書（オーストリア）<sup>3</sup>

- ・ 核兵器の非人道的被害は、戦争に関与していない国家や住民も及ぶ。核保有国による核抑止政策は、核抑止に頼らない国の安全保障をも脅かしている。
- ・ 核兵器の製造と実験は、特に脆弱な地域社会に、環境破壊と深刻な健康被害をもたらしてきた。核廃絶は、安全保障の問題だけでなく「不正義に対処する問題」でもある。
- ・ 核抑止そのものが、核リスクの根源である。
- ・ 核リスクがさらに高まっている（地政学的な緊張の高まり、核使用の威嚇の増加や激化、核態勢や核ドクトリンにおける核兵器の重要性の高まり、核兵器の質的近代化と量的増加、核兵器に関する透明性の欠如・低下、新たな軍事技術の台頭(AIやサイバー攻撃に関するリスク)など)
- ・ 核兵器が常に抑止できるという可能性はあるか、を問わねばならない。
- ・ 安全保障上の利益という観点から、核廃絶は合理的かつ現実的な対応である。
- ・ 核抑止からのパラダイムシフト(脱却)が緊急に必要である。

◆決定1

会期間の作業のための構造

作業グループ

1. 条約の普遍化（オーストリア、ニュージーランド、ウルグアイ）
2. 被害者援助と環境修復（カザフスタン、キリバス）
3. 核廃棄の検証（マレーシア、フィリピン）
  - ジェンダー（担当国＝マルタ）
  - （NPTなど）他条約との補完性（調整国＝アイルランド、タイ）

◆決定2

第1回再検討会議を2026年11月30日～12月4日の週にニューヨーク国連本部で行い、その議長は南アフリカとする。その準備は会期間に行う。

◆決定3

被害者援助と環境修復のための国際信託基金に関するさらなる集中した議論を作業グループにおいて

<sup>2</sup> 山田寿則明治大学講師による解説：<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/8835>

<sup>3</sup> 日本語仮訳：<https://recnatpnw2025.wordpress.com/62-2/>

行う。同グループの議長が再検討会議の 4 カ月前までに基金の指針、規定、要項案を提出する。実現可能であれば同会議にて基金を設立することをめざす。ウィーン行動計画に含まれる他の被害者援助・環境修復策にも取り組む。

#### ◆決定 4

科学的諮問グループ(SAG、現在の任期は第 1 回再検討会議まで)の任務と要項の更新に向けた協議を行い、第 1 回再検討会議に勧告を出す。メキシコがコーディネーター。

### 5. 核兵器使用の影響——TPNW 外での取り組み

#### ◆核被害者援助・環境修復に関する国際会議

国連総会決議 [78/240](#)、[79/60](#)、[80/56](#) にしたがって、  
カザフスタンとキリバス共和国の主導で行われる予定  
2026 年 4 月が延期→今秋か？

#### ◆核戦争の影響に関する国連科学パネル

- 2014 年の国連総会決議に基づき、2025.9 活動開始
- 核戦争が起きた場合の「物理的影響と社会にもたらす帰結」を現地、地域そして地球規模で調査
- 国連としては 1988 年以降の研究
- 核と放射線、大気と気候、環境、農業と生物学・生命科学、公衆保健と医療、行動科学・社会科学・応用経済学など幅広い分野から 21 名の委員
- 議長はアナ・マリア・セット教授（メキシコ、物理学）。日本からは朝長万左男長崎原爆病院名誉院長が副議長。米、英、中といった核保有国の機関に属する科学者も参加
- 2027 年国連総会に最終報告

### 6. 日本にできること<sup>4</sup>

#### 1. 核兵器の非人道性に関して

【TPNW 内】科学的諮問グループ（SAG）との協力。SAG へのインプット  
再検討会議の「非人道性」セッションに被爆者・専門家を派遣

【TPNW 外】「核戦争影響国連パネル」会合の開催（東アジア地域会合など）やインプット

#### 2. 被害者援助・環境修復に関して

【TPNW 内】被害者援助・環境修復の作業グループとの協力。会合ホスト、インプット、技術協力の提案など。

【TPNW 外】2026 年秋にも行われる予定の国際会議に参加

#### 3. 核廃棄検証に関して

【TPNW 内】核廃棄検証の作業グループとの協力。専門家の派遣など。

TPNW 外の関連の取り組み（IPNDV など）とつなぐ努力。とりわけ北東アジアの文脈で

#### 4. TPNW と NPT の橋渡し

「安全保障上の懸念」に関する対話の場を作る（サイドイベント等）

---

<sup>4</sup> 核兵器をなくす日本キャンペーンによる「核兵器禁止条約マニフェスト」も参照：<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/9411>

## 5. 国家安全保障戦略<sup>5</sup>

国家安全保障戦略改定にあたって「核兵器の非人道性」の明記と「核兵器のない世界」の目標の明確化（核抑止は安全保障の最終形態ではないこと<sup>6</sup>）。非核三原則の堅持。

### ◆TPNWとNPTの補完性に関して

#### 【基礎的論点】

- ・ 両条約は目標を共有
- ・ TPNW は前文で NPT を核軍縮・不拡散の「礎石」と規定
- ・ すべての TPNW 締約国は NPT 締約国であり、NPT プロセスに積極関与
- ・ NPT 第 6 条の定める核軍縮の「効果的な措置」
- ・ 核兵器に関するあらゆる活動の禁止を通じて、不拡散を強化
- ・ NPT と同様に IAEA 保障措置を規定

#### 【今日的論点】

- ・ 核兵器がもたらす安全保障上のリスクを明らかにし、その認識を広め、深める
- ・ 膠着した NPT プロセス——市民社会・科学者と連携した TPNW プロセスの前進

---

<sup>5</sup> 核兵器をなくす日本キャンペーンによる提言「核兵器をなくす——それが日本の安全保障」

<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/11266>

<sup>6</sup> 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議最終報告：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01975.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01975.html)